

改正案

現行

<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、「特定金融会社等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）（第一条第三項に規定する特定金融会社等）をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この府令において、「子会社」とは、連結財務諸表規則第一条第三号に規定する子会社をいう。</p> <p>6 この府令において、「連結子会社」とは、連結財務諸表規則第一条第四号に規定する連結子会社をいう。</p> <p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資産を流動資産及び固定資産に分類して記載している場合においては、第一項の貸付金のうち一年内に回収されないと認められるものについては、流動資産に記載するものとする。ただし、財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等に該当する貸付金については、固定資産に当該資産を示す名称をもって記載するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、「特定金融会社等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）（第一条第三項に規定する特定金融会社等）をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この府令において、「子会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号に規定する子会社をいう。</p> <p>6 この府令において、「連結子会社」とは、連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。</p> <p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 資産を流動資産及び固定資産に分類して記載している場合においては、第一項の貸付金のうち一年内に回収されないと認められるものについては、流動資産に記載するものとする。ただし、財務諸表等規則第三十二条第一項第十号に掲げる債権に該当する貸付金については、固定資産に当該資産を示す名称をもって記載するものとする。</p> <p>5 (略)</p>
--	--

(趣旨)  
 第一条 特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 有価証券届出書 金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。
- 三 発行登録書 金融商品取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。
- 四 発行登録追補書類 金融商品取引法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。
- 五 有価証券報告書 金融商品取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。
- 六 半期報告書 金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第三条 金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等（以下「届出書提出特定金融会社等」という。）のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

(趣旨)  
 第一条 特定金融会社等は、証券取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 有価証券届出書 証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。
- 三 発行登録書 証券取引法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。
- 四 発行登録追補書類 証券取引法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。
- 五 有価証券報告書 証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。
- 六 半期報告書 証券取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

(貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示)

第三条 証券取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等（以下「届出書提出特定金融会社等」という。）のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

一五 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しよつとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一四 (略)

五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しよつとする特定金融会社等(以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。)(のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しよつとする特定金融会社等(以下「発行登録特定金融会社等」という。)(のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定金融会社等(以下「報告書提出特定金融会社等」という。)(は、当該有価証券報告書に、当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日における当該報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

一五 (略)

2 前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しよつとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一四 (略)

五 開示府令第二号の五様式 同様式の第一部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示)

第四条 証券取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しよつとする特定金融会社等(以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。)(のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示)

第五条 証券取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しよつとする特定金融会社等(以下「発行登録特定金融会社等」という。)(のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示)

第六条 証券取引法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定金融会社等(以下「報告書提出特定金融会社等」という。)(は、当該有価証券報告書に、当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日における当該報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(貸付金の内訳等の半期報告書における開示)

第七条 金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等(以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。)(は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一～四 (略)

五 開示府令第二号の五様式 同様式の第三部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要

(貸付金の内訳等の半期報告書における開示)

第七条 証券取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等(以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。)(は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

2 (略)

(不良債権の状況の有価証券届出書における開示)

第八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一～四 (略)

五 開示府令第二号の五様式 同様式の第二部 企業情報の第2 事業の状況の1 業績等の概要